平成２６年（フ）第５７５号
京都市南区東九条北松ノ木町28番地１　朝日プラザ鴨川Ⅱ317号室
債務者　吉本　隆一
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５８４号
京都市右京区常盤仲之町18番地　ニュー双ヶ丘マンション101
債務者　藤本美代子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５８９号
京都府宇治市五ケ庄西川原32番地の８　ユニライフ宇治Ｃ棟405号
債務者　糸井　美哉
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５９０号
京都市西京区山田猫塚町６番地３　メゾン・ド・ヨシミ107号、前住所京都市右京区嵯峨広沢南野町64番地　山下マンション105号
債務者　永田　光弘
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５９２号
京都市中京区御幸町通蛸薬師下る船屋町371番地　グランシャリオ勝屋303号
債務者　北岡　沙理
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６１１号
京都市伏見区桃山町丹下38番地43
債務者　鳥越　知子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
京都府京丹後市大宮町周枳1545番地の１
債務者　増田美佐子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第３２８号
堺市堺区六条通２番６号　シャトーアヴァンセ102号
債務者　塩田　雅章
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
堺市堺区六条通２番６号　シャトーアヴァンセ102号
債務者　塩田　敏枝
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３５５号
堺市堺区北波止町11番地３
債務者　長山　　茂
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３５６号
堺市堺区北波止町11番地３
債務者　長山　朱美
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３６７号
堺市中区土師町１丁11番21号　北田ハイツ103号
債務者　土居久美香
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４００号
堺市中区深阪2534番地　レオパレスＮｅｏ深阪106号
債務者　中川　竜哉
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４１０号
堺市南区竹城台２丁１番29―309号
債務者　藤谷　進一
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４１９号
堺市堺区榎元町５丁４番15号　堺東コーポ310号
債務者　田中　美弥
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
北海道根室市宝林町２丁目50番地
債務者　沼倉紗弥香
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第５５号
栃木県佐野市田島町597番地４
債務者　矢島　敦子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部